

## 第36号議案

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び  
死亡手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航  
雑費、死亡手当及び旅行雑費」に改める。

別表第1教育委員会教育長の項中「74万5,800円」を「76万  
9,700円」に改め、同表常勤の監査委員の項中「61万7,900  
円」を「71万7,400円」に改める。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第3条関係）

#### （1）鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	旅費条例第9条第1項に定める額。ただし、 同項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運 賃の等級が区分された鉄道により移動する 場合には、最上級の運賃の額とする。
船賃	旅費条例第10条第1項に定める額。ただ し、同項第1号に掲げる運賃の額の上限は、 運賃の等級が区分された船舶により移動す る場合には、最上級の運賃の額とする。

航空賃	<p>旅費条例第11条第1項及び第2項に定める額。ただし、外国旅行の場合における同条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 運賃の等級が2に区分された航空機により移動する場合 最上級の運賃の額</p> <p>(2) 運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動する場合 最上級の直近下位の級の運賃の額</p>
-----	--

## (2) 宿泊費

区分	宿泊費（1夜につき）
内国旅行	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に定める額
外国旅行	省令別表第2の2の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に定める額

## 付 則

### （施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の第3条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行について

は、なお従前の例による。

(提案理由)

区長等の旅費の支給額等の改正並びに教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額の改定をする必要があるので、この条例案を提出いたします。